業務委託仕様書等一覧

本業務において適用する仕様書等は次のとおりとする。

■ 土木設計業務等共通仕様書（相模原市）

□ 測量業務共通仕様書（相模原市）

□ 地質・土質調査業務共通仕様書（相模原市）

■ 押印廃止に関する特記仕様書（土木設計業務等）

※ 各共通仕様書は相模原市ホームページでダウンロードすることができます。

トップページ（市政情報） ＞ まちづくり・環境＞公共工事の技術・積算 ＞業務委託＞業務委託（土木）仕様書関係

■ 都市計画道路大西大通り線雨水調整池基本設計修正業務委託特記仕様書

■ 個人情報の取扱いに関する特記事項

■ 相模原市環境方針

■ 環境配慮に関する特記事項

■ 相模原市ウィークリースタンス特記仕様書

■ 相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

令和８年10月

都市計画道路大西大通り線雨水調整池基本設計修正業務委託　特記仕様書

（適用範囲）

第1条　本特記仕様書は、「都市計画道路大西大通り線雨水調整池基本設計修正業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

（業務の目的）

第2条　本業務は、都市計画道路大西大通り線（以下、「新設道路」という。）の新設により、計画路線上に既存する西橋本第六雨水調整池（以下「本調整池」という。）の対処方針を定めるため、本調整池周辺の下水道施設整備状況調査、本調整池対処方針の検討、下水道管理者との協議に用いる資料作成、対処方針の策定及び改修が必要となる下水道施設の基本設計を行うことを目的とする。

（委託箇所）

第3条　本業務の委託箇所は、相模原市緑区西橋本3丁目地内とする。（別添位置図参照）

（履行期間）

第4条　本業務の履行期限は、令和9年 3 月29日までとする。

（業務内容）

第5条　本業務内容は、以下の項目のとおりとする。

（1）業務計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書・基準及び連絡体制（緊急時を含む）等の事項について業務計画書を作成する。

（2）現地調査

本調査は、貸与資料等を参考にして、以下の調査対象項目の現地調査を行い、対処方針策定に必要となる構造形式等を把握する。

① 西橋本第三雨水調整池、西橋本第五雨水調整池、西橋本第六雨水調整池、西橋本第七雨水調整池
② 上記雨水調整池に流入・流出している管渠、圧送管、マンホール、越流マンホール等
③ 雨水調整池に流入していない管渠、マンホール等
④ その他検討に必要となる下水道施設

（3）下水道施設等の整備状況調査

本調査は、以下の調査対象項目の現地調査を行い、本調整池を含むその他の既設調整池

（以下、「他調整池」という。）や下水道管渠の整備状況、雨水排水処理ネットワーク状況及び既往降雨における雨水貯留状況を確認し、現状での下水処理能力を把握する。また、流末となる姥川や雨水幹線の整備状況、流下能力等を把握し、当該処理区域からの許容放流量等の検討を行うものである。

①既存資料や現地調査結果を踏まえ、雨水調整池に流入する雨水処理区域を把握する。

②既存資料や現地調査結果を踏まえ、各雨水調整池相互の排水処理ネットワークや降雨状況による関連性を把握する。

③各雨水調整池の既往降雨における貯留量、貯留水位等を把握し、貯留能力を検証する。

④各雨水調整池や下水道管渠の整備状況を整理するとともに、現状の施設整備の状況における許容放流量等を検証する。

（4）対処方針検討作業

本作業は、新設道路の整備に伴い、改修が必要となる下水道施設を判断するため、（3）の結果に基づき、安全性、経済性、施工性及び維持管理面から総合的な比較検討を実施し、その結果を取りまとめるものである。

（5）対処方針策定作業

本作業は、（4）の資料を用いて実施する下水道管理者との協議結果を踏まえ、下水道施設の改修方針を策定するものである。

（6）基本設計作業

本作業は、（5）で策定した改修方針に基づき、改修が必要となる下水道施設の基本設計を行うものである。

①雨水調整池改修の基本設計

②流入・流出管渠の基本設計

③雨水排水ポンプ及び圧送管の基本設計

④オリフィス・越流堰等の特殊マンホールの基本設計

⑤その他改修が必要となる下水道施設の基本設計

（7）報告書作成

設計業務の成果として、上記検討結果の取りまとめを行う。

（打合せ協議）

第6条　打合せ協議は、業務着手時、中間時（5回）、成果品納入時の計7回を基本とする。なお、管理技術者が立ち会うものとする。業務の遂行上、別途打合せが必要となった場合、発注者と受注者で協議の上、必要に応じて適宜開催できるものとする。

（成果品）

第7条　成果品の提出は次のとおりとする。

1. 報告書

2. 電子データ（CD－R等）

3. 業務概要書、調査資料、その他発注者との協議により必要と認められたもの。

※納品部数は2部とする。文章は Word 形式及び PDF 形式、数量等の表は Excel 形式、図はCADデータ及び PDF 形式で作成すること。納品時の図面の大きさ及びCADデータ形式は別途協議とする。

（貸与資料）

第8条　本業務の遂行にあたり、貸与する図書は下記のとおりとする。なお、その他必要となる資料については、別途協議する。

・令和6年度　都市計画道路大西大通り線雨水調整池基本設計業務委託　報告書

・下水道台帳（汚水・雨水）

・区画割平面図（雨水）

・流量計算表（雨水）

・西橋本第6雨水調整池施設平面図

（実施体制）

第9条　受注者は、本業務にあたり技術上・工程上の管理等を総括する者として管理技術者（主任技術者）及び照査技術者を定めるものする。

2　管理技術者は、本業務を円滑かつ確実に実行するため、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は上下水道部門）、シビルコンサルティングマネージャ（下水道）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語の通訳が確保できれば可）でなければならない。

3　照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は上下水道部門）、シビルコンサルティングマネージャ（下水道）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

4　配置技術者については、資格を証明する書類を発注者に提出後、本業務に着手するものとする。

（個人情報の保護）

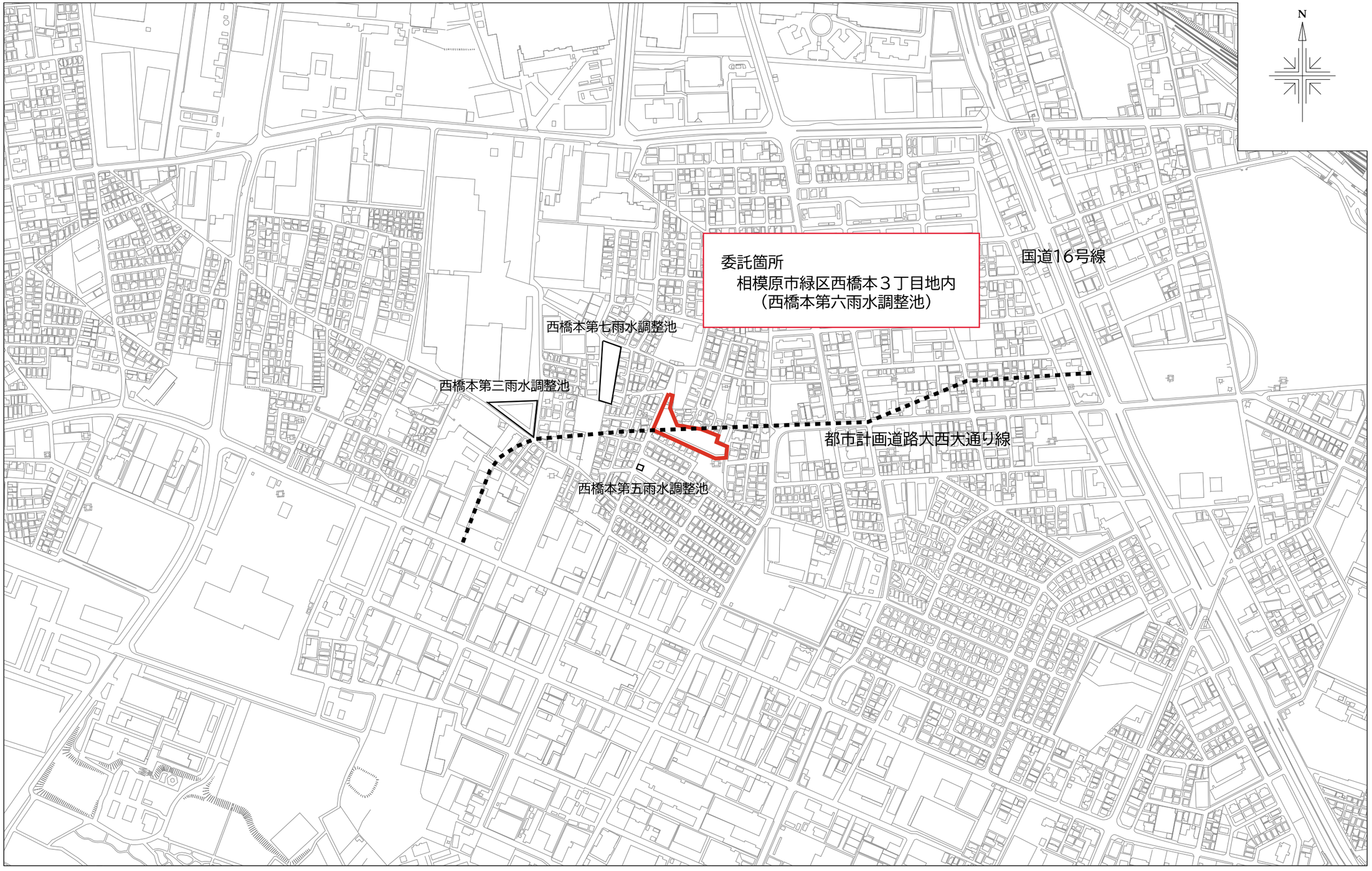
第10条　受注者は、本業務を遂行するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

（疑義の解決）

第11条　本特記仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、問題等の解決に努めるものとする。

以　上

位 置 図


N
委託箇所
相模原市緑区西橋本３丁目地内
（西橋本第六雨水調整池）
国道16号線
西橋本第七雨水調整池
西橋本第三雨水調整池
都市計画道路大西大通り線
西橋本第五雨水調整池

縮尺 1:5,000

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 「都市計画道路大西大通り線雨水調整池基本設計修正業務委託」（以下「本委託業務」という。）について、受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者は、責任者を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、業務従事者を変更する場合は、事前に文書により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、発注者と協議し、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本委託業務の着手前に文書により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び業務従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（監督、教育等の実施）

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者に対する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

2　受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第6条　受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2　受注者は、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、退職した後も含め、第1項の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督をしなければならない。また、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関して誓約する旨を文書により提出させ、文書によりこのことを発注者に報告しなければならない。

（再委託）

第7条　受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2　受注者は、本委託業務の全部又は一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、文書により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

（1）再委託先の名称

（2）再委託する理由

（3）再委託して処理する内容

（4）再委託先において取り扱う情報

（5）再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法

3　前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4　受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5　受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6　受注者は、次に定める事項を遵守するものとする。再委託先が委託された業務をさらに第三者へ委託する場合のように委託が繰り返される場合においても同様とし、再委託の契約書等にその趣旨を盛り込むものとする。（この場合においては、再委託など事業者のつながりを「委託の系列」という。）

（1）受注者は、受注者に関する特記事項に係る文書及び受注者が委託の系列を通じて取得した特記事項に係る文書の写しを、発注者へ提出するものとする。

（2）前号の文書を用いる場合だけでなく、文書を用いない場合においても、個人情報の取扱いに関する承認、指定等、意思決定に関わる事項は、事前に委託の系列を通じ発注者の承認、指定等を得るものとする。

（3）受注者が再委託する場合、第1号の「発注者」を「委託の系列を通じ相模原市」と、第15条の「発注者」を「発注者及び相模原市」と、第16条第3項の「発注者」を「相模原市」とする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

（1）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

（2）発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

（3）個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（4）事前に発注者の承認を受けて、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。

（5）個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

（6）個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

（7）個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（8）作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（9）個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（10）個人情報を電子メールで送信しないこと。ただし、発注者が承認したときはこの限りではない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条　受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者の承認なく第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第11条　受注者は、発注者との間の個人情報の受渡しに関しては、文書により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は消去等）

第12条　受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

2　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3　受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4　受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5　受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、文書により発注者に対して報告しなければならない。

（開示請求等）

第13条　個人情報に係る本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、発注者が法及び相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年相模原市条例第32号）の規定に基づき対応するものとする。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条　受注者は、個人情報の取扱いの状況について定期に又は発注者の求めに応じて文書により報告しなければならない。

2　受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び実地検査）

第15条　発注者は、本契約及び本特記事項の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は実地検査（以下「監査等」という。）を行うことができる。ただし、実地検査を行うことが難しい場合であって、受注者が当該実地検査の項目について調査した結果を発注者に報告したときは、この限りでない。

2　受注者は、発注者が監査等を行う場合、当該監査等に協力しなければならない。

3　発注者は、監査等を行うときは、受注者に対し、あらかじめ通知するものとする。

4　発注者は、監査等の結果、個人情報の取扱いについて改善が必要であると認めるときは、受注者に対し、その改善を指示することができる。

5　受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示への対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

（事故時の対応）

第16条　受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を文書により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2　受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3　発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、第三者に本委託業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。

附　則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、平成28年1月4日から施行する。

附　則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

附　則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。

2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例　基本理念】

1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。

環　境　配　慮　に　関　す　る　特　記　事　項

（関連法令の遵守）

第１条「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギー・廃棄物の削減に取り組むとともに、環境関連法令の規則等を遵守すること。

（再生紙の使用）

第２条　発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

（アイドリングストップの実施）

第３条　業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するように努めること。

相模原市ウィークリースタンス特記仕様書

（目的）

第１条　労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、公共工事及び公共工事に係る委託業務を円滑かつ効率的に進めるために、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定め、計画的に履行することにより労働環境の改善を行い、工事目的物及び成果品の品質確保・向上及び担い手の育成・確保を図る。

（取組の内容）

第２条　発注者は、以下の項目を例として受注者と取り組む内容を確認及び調整の上、設定する。

（１）月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない

（２）水曜日は定時の帰宅に心掛ける

（３）土・日曜日に休暇が取れるよう金曜日には依頼しない

（４）昼休みや午後５時以降の打合せをしない

（５）定時間際、定時後の依頼、打合せをしない

（６）１６時以降の現地立会は行わない

（７）作業内容に見合った作業期間を確保する

（８）その他、任意に設定する

（運用方法）

第３条　発注者は契約後の初回打合せ時に、前条各号の内容について受注者と取り組む内容を確認し設定する。

２　受注者は前項の規定により設定した内容を施工計画書又は業務計画書に記載する。

附　則

この仕様書は、令和６年７月１日から施行する。

相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について

平成24年1月1日より相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり契約条件を定めます。

なお、対象となる契約は平成24年1月1日以降に契約するものです。

（暴力団排除に係る落札決定の取り消し）

1　落札決定後、契約締結までの間に、当該落札決定の通知を受けた者（以下「落札者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札決定を取り消し、この契約を締結しないこととする。この場合において、取り消しにより落札者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1）落札者が個人である場合には、その者が、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（2）落札者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

（3）落札者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

（4）落札者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は落札者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

（暴力団排除に係る契約の解除）

2　発注者は、契約後、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（1）受注者が個人である場合には、その者が、暴力団員等と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、暴力団経営支配法人等と認められるとき。

（2）受注者が、県条例第23条第1項に違反したと認められるとき。

（3）受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

（4）受注者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

3　2の規定により発注者がこの契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4　2の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって3の違約金に充当することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

5　受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

6　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

7　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

8　受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。